

医療機関の長 各位

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス第4波に伴う病床ひっ迫対応強化のための
緊急支援（追加分）について(通知)

日頃から、大阪府健康医療行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、重症患者受入病床については、患者数が確保病床数を上回り、軽症中等症病床も不足するなど医療提供体制が極めて厳しい状況にあります。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保いただくため、別添のとおり、追加の緊急支事業を実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、本日より申請手続等を示した事業詳細ページを下記アドレスにて公開しております。対象期間や申請期間は各事業により異なりますので、事業詳細ページをご確認ください。

記

○今回新たに創設した協力金

1. 大阪府新型コロナウイルス感染症退院基準到達患者の受入協力金
http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r3_taiin.html
2. 大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金
http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r3_oushin.html

○期間延長

3. 大阪府新型コロナウイルス感染症患者透析治療受入支援補助金
http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r3_touseki.html

※国の緊急事態宣言の発出等に伴い、補助対象期間及び交付申請期間を変更します。
具体的な日程は後日ホームページにてお知らせします。

○周知済みの協力金（参考）

4. 大阪府新型コロナウイルス感染症患者ゴールデンウイーク入院受入協力金
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/gw-kyouryokukin.html>

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部 保健医療室 感染症対策支援課
病院支援第一グループ

深江・徳永・寺岡・太田

電話：06-4397-3243、06-4397-3539

E-mail: coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp

別紙1

令和3年4月30日
感染症対策支援課病院支援第一グループ

令和3年度新型コロナウイルス感染症の退院基準到達患者の受入協力金交付緊急支援事業

1. 内容

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応として、退院基準を満たしているものの引き続き入院継続が必要な患者を受け入れる医療機関に対して受入患者数に応じて協力金を交付する。

2. 目的

- 受入病床がひっ迫する中、退院基準を満たしたものの引き続き入院継続が必要な患者をコロナ受入病床から自院の一般病棟等へ転棟させる医療機関、またはこれらの患者の転院先となる医療機関に対して、協力金を交付することで、受入病床の確保を図る。

3. 補助対象医療機関

- 退院基準を満たしたものの引き続き入院継続が必要な患者を受け入れる医療機関
 - ① 新型コロナ感染症患者受入れ病院から転院により患者を受け入れる医療機関
 - ② 新型コロナ感染症患者を自院の非コロナ病棟に転棟させる医療機関

4. 補助内容

- 令和3年4月26日から当面の間(医療非常事態宣言期間中)、新たに入院を受け入れた退院基準到達患者(4日以上入院させた患者)の人数× 20万円または40万円
(退院基準到達患者が挿管し人工呼吸器を装着した状態で転棟・転院した場合は40万円、その他の場合は20万円)

【留意事項】

- 令和3年4月26日から対象患者の新規入院受入実績があること。
- コロナ受入病院が自院のコロナ病床以外の病棟に転棟させた場合も協力金の対象とする。
- 転棟・転院した対象患者を4日以上入院させた場合を交付対象とする。

令和3年4月30日
感染症対策支援課病院支援第一グループ

コロナ自宅療養者に往診等を行う医療機関等への協力金交付事業の概要

1. 内容

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応として、自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の症状が悪化した場合等に、往診等を行った医療機関等に対して支援を実施する。

※外来診療、電話等情報通信機器による診療は含まない

2. 目的

受入病床がひっ迫する中、自宅療養者が急増している状況にあり、健康観察体制等を確保・充実させるため、往診又は訪問看護を行う医療機関等を支援する必要がある。

3. 対象医療機関

新型コロナウイルス感染症患者の往診等を行った病院・診療所・訪問看護ステーション

4. 補助単価

対象期間中の往診1回あたり15,100円、同期間中の訪問看護1回あたり8,280円

※1患者あたり4回を上限とする。

5. 期間

令和3年4月8日(木)から当面の間(医療非常事態宣言期間中)

6. 交付までのスケジュール

往診等を行った翌月10日から翌月末までに申請

(令和3年4月分は令和3年5月10日(月)から令和3年5月31日(月)までに申請)

令和3年4月30日
感染症対策支援課病院支援第一グループ

令和3年度コロナ患者の透析治療に対応できる医療機関に対する補助事業の概要

1. 内容

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対応として、新型コロナウイルス感染者受入病床が逼迫している期間のうち知事が定める期間に透析治療を必要とするコロナ患者を受入れた医療機関に対して支援を実施する。

2. 目的

受入病床がひっ迫する中、通常のコロナ患者の対応で透析病床が埋まっている状態であり、院内クラスター等の発生により、いつ透析患者が急増するか分からない状況である。これらの状況を踏まえ、新規の透析患者受入医療機関(病床)の確保及び現在の透析患者受入医療機関(病床)を維持する必要があるため。

3. 対象医療機関

透析患者の入院受入に対応できる病床を確保し、酸素投与を行うことができる医療機関

4. 対象経費

令和3年4月8日(木)から当面の間(医療非常事態宣言期間中)に、上記対象医療機関に対し、透析患者受入れ1人につき、20万円を支給

5. 期間

令和3年4月8日(木)から当面の間(医療非常事態宣言期間中)

6. 交付までのスケジュール

